

## 「まほろば MC 学生奨励研究制度」実施要項

(平成 25 年 9 月 25 日制定)

(平成 27 年 1 月 28 日改定)

### (趣旨)

第 1 条 この要項は、奈良女子大学大学院人間文化研究科前期課程国際社会文化学専攻、言語文化学専攻、人間行動科学専攻に入学した学生に対し、修了時に成果が期待できる優れた研究を支援することを目的として「まほろば MC 学生奨励研究制度」を設け、「奨励研究経費」を支給することに関する必要事項を定めるものとする。

### (申請資格)

第 2 条 「奨励研究経費」を申請できる者は、原則として以下の者とする。

- 一 奈良女子大学大学院人間文化研究科前期課程国際社会文化学専攻、言語文化学専攻、人間行動科学専攻に入学してから在学期間が 1 セメスター以内の学生。
- 二 その他、文学系分科会長が認めた、前号三専攻に所属する学生。

2 他の奨学金や研究資金との重複申請を妨げない。

### (予算と支給総額)

第 3 条 「奨励研究経費」の予算は文学部共通経費をもとに、年間の支給総額は文学部（人文科学系）および文学系分科会の教授会において決定する。

### (支給額)

第 4 条 「奨励研究経費」は一人 10 万円とする。

### (申請)

第 5 条 「奨励研究経費」を申請しようとする者は、申請書（様式 1）を別途定める期日までに文学系分科会長に提出しなければならない。

### (選考)

第 6 条 選考は文学系分科会長および文学部総務委員から成る審査委員会が、提出された申請書を審査したうえで、最終的に分科会長が決定し、採択者に通知する。

2 前項の規定により「奨励研究経費」の支給対象として採択された者には、「まほろば奨励学生」の名称を付与する。

### (選考基準)

第 7 条 選考は申請書の記載内容にもとづいて行い、次の点を基準に審査する。

- 一 研究のテーマや目的が明確で、当該年度の計画に具体的な目標が設定されているか。

二 予定している経費の使用内訳は、研究計画上、必要かつ妥当なものか。

(経費の使用等)

第8条 「奨励研究経費」は支給された年度内に使用するものとし、研究の目的以外に使用してはならない。

第9条 「奨励研究経費」によって購入した設備等（設備、備品および図書）は、本学に帰属するものとする。

2 プリペイド式カード（図書カード、コピーカード等）の購入費用や謝金への支出は認めない。

3 物品の購入にあたっては、納品時に検収センターの検印を必要とする。

第10条 「奨励研究経費」の執行については、別に定める。

(奨励研究の中止)

第11条 受給者は、退学、休学、病気その他の理由により、長期にわたって学習や研究を行うことができなくなる場合には、「まほろば MC 学生奨励研究中止承認申請書」（様式2）を文学系分科会長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定により奨励研究の中止を決定した場合において、支給経費に残額が生じた場合は、当該残額を返還するものとする。

(研究報告書)

第12条 受給者は、「まほろば MC 学生奨励研究報告書」（様式3）を、指定された期日までに文学系分科会長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成25年9月25日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。